

令和7年度デジタルプロモーション等による「予土まち散走」普及推進委託業務 企画提案公募（プロポーザル）実施要領

この要領は、国道381号等につながる予土県境地域（愛媛県宇和島市、松野町、鬼北町、高知県四万十市、四万十町）において、観光スポット等を自転車で周遊する「散走」の魅力を広く周知するためのデジタルプロモーション等を実施し、「予土まち散走」を普及推進するとともに、当地域のサイクルツーリズム定着を図るための企画提案を募集し、総合的な審査により受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものです。

なお、本事業は、愛媛県、高知県、宇和島市、松野町、鬼北町、四万十市、四万十町の令和7年度当初予算成立後、予土県境地域連携実行委員会の事業計画及び予算の承認を前提に実施するものであるため、各自治体の予算が原案どおり成立しなかった場合や、同実行委員会の承認がなされなかった場合は、事業内容の変更や事業実施そのものを中止する等の可能性がありますので、予めご了承ください。

1 事業実施主体

予土県境地域連携実行委員会（以下「実行委員会」という。）
（事務局：愛媛県南予地方局地域政策課）

2 委託業務の内容等

（1）委託業務名

デジタルプロモーション等による「予土まち散走」普及推進委託業務

（2）委託業務の内容

- ①プロモーション動画の制作
- ②散走スポットのデジタルマップ制作
- ③デジタルプロモーションの実施
- ④独自提案
- ⑤効果測定・分析

※詳細は別紙「委託業務仕様書」（以下、仕様書という）のとおり

（3）履行期間

契約締結の日から令和8年2月28日まで

（4）委託上限額

3,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 企画提案者の参加資格・条件

本企画提案に参加しようとする者は、以下の資格要件を全て満たす者とする。

- ①愛媛県又は高知県内に事業所（本社、支社、営業所等）があり、緊急を要する事案等に際し、原則として、同日中に愛媛県南予地方局地域政策課に担当者を派遣することが可能であること。
- ②愛媛県又は高知県の競争入札参加資格者登録名簿に登録されている者であること、若しくは契約の締結までに登録を得る見込みの者であること。
- ③地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- ④愛媛県又は高知県から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- ⑤銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- ⑥会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て及び破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑦宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

4 提出書類及び留意事項等

（1）企画提案の参加申込

下記資料を各1部提出すること。

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 企業概要（様式任意）

（2）企画提案書の提出

下記資料①を1部、資料②及び③を各8部提出すること。

① 企画提案書の提出書（様式第3号）

② 企画提案書（様式任意：A4両面印刷）

- ・仕様書及び下記6（4）に定める審査事項に沿って企画提案を作成すること。
- ・企画提案書の構成は次のとおりとすること。
 - i) コンセプト・PRポイント
 - ii) プロモーション動画の内容
 - iii) デジタルマップの制作イメージ
 - iv) デジタルプロモーションの企画内容
 - v) 独自提案
 - vi) 事業全体スケジュール
 - vii) 実施体制図
 - viii) KPI達成の見通し
- ・企画提案書は、表紙と目次を除き、上記i～viiiの事項を20ページ以内でまとめること。
- ・なお、企画にあたっては、企画提案者が収集可能な範囲の情報をもとに仮想で作成することとし、対象施設等の許諾を得ることまでは要しない。このため、当該企画の提案者が審査会において採用されたことをもって、当該企画内容の採用を担保するものではない。
- ・当該事業の実施にあたり、工夫すべき事項や不足する事項、提案者において独自かつ有意義な方策を盛り込んで提案すること。

③ 見積書（様式任意：A4）

- ・積算内容及び提案内容に必要な一切の経費を見積ること。
- ・仕様書に記載している必須事項以外の経費は、その旨を見積書に明記すること。
- ・仕様書8（3）デジタルプロモーションの実施 ③SNS 広告の実施 の経費については、透明性確保及び費用対効果の明確化を図るため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積ること。
- ・経費の内訳を可能な範囲で記載すること。
- ・見積額は、各経費の合計額に消費税及び地方消費税を加えた金額（税率10%）とすること。
- ・見積りの内容について資料提供を求めることがあるので、その際は遅滞なく提出すること。

（3）留意事項等

- ・上記（1）の参加申込書提出後、本企画提案への参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第4号）を提出すること。
- ・企画提案書の作成に他の者の協力を得た場合及び業務の実施に他の者の協力を得る予定の場合（業務の一部を再委託する場合を含む）には、企画提案書にその旨を明記すること。
- ・虚偽の記載をした企画提案書は無効とする。
- ・企画提案書の再提出は、下記5（3）の提出期限内に限り認めるが、部分的な差替えは認めない。
- ・提出された企画提案書は、再提出の場合を除き返却しない。また、同提案書は業務予定者の選定以外の目的では使用しない。
- ・企画提案書の作成及び提出等に伴う費用は、全て企画提案者の負担とする。
- ・下記5（3）の提出期限内に提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。
- ・実行委員会が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

（4）質問及び回答

- ・質問がある場合は、質問書（様式第5号）を電子メールにより、下記5（3）の期限内必着で提出すること。また、メール送信後、下記5（2）の提出先に電話により着信確認を行うこと。

〔送信先〕 下記5（2）のメールアドレス

〔件名〕 デジタルプロモーション等による「予土まち散走」普及推進委託業務 質問書

- ・質問に対する回答は、参加申込者全員に対し参加申込書に記載されたメールアドレスに、電子メールで回答するが、質問又は回答の内容が、質問者の企画提案内容に関する個別具体的なものである場合

は、質問者にのみ回答する。

- ・審査基準、積算基準、提案書提出状況など他の参加申込者に関すること及び下記5（3）の提出期限後の質問など、公平性の確保並びに公正な選考を妨げる恐れがある質問については、いかなる理由があっても回答しない。

5 企画提案書等の提出方法

（1）提出方法

- ・持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は受け付けない。
- ・持参による提出の受付時間は、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ）とし、（2）の書類提出先まで届けるものとする。
- ・郵送等による提出の場合は、期限の日の執務時間中に必着とする。
- ・電子メールでの受付となる質問書の提出にあつては、当該メールの送信時刻をもって判断する。

（2）書類提出先

〒798-8511 愛媛県宇和島市天神町7番1号
予土県境地域連携実行委員会事務局
（愛媛県南予地方局 地域政策課 企画調整係内）
TEL：0895-28-6143 FAX：0895-25-3724
電子メール：送付先アドレス nan-seisaku@pref.ehime.lg.jp

（3）提出期限

| | |
|-----------|-----------------------------|
| 企画提案の参加申込 | 令和7年3月27日（木）午後5時15分 |
| 質問書の提出 | 令和7年4月7日（月）午後5時15分（メール送信時刻） |
| 企画提案書の提出 | 令和7年4月17日（木）午後5時15分 |

6 審査

（1）審査会の設置

委託候補者選定のため、審査会を開催する。

（2）日程及び場所（予定）

開催日：令和7年4月下旬※オンラインにて実施。

開催日の7日前までに参加申込書に記載されたメールアドレスに電子メールで通知する。

（3）審査の実施

- ・審査会において、企画提案者からプレゼンテーションを行い、審査を実施する。
なお、審査にあたっては、コンセプト、実施内容など下記（4）の項目について点数評価による総合的な審査を行い、審査会における採用基準を満たした者のうち最も優れた提案を行ったと認められる者を候補者として選定する。
- ・プレゼンテーションでの配分時間は、準備5分、説明20分、質疑応答10分を目安とする。なお、提出期限までに提出した「企画提案書」での説明とし、プレゼンテーションでの追加資料の提出や新たな提案は認めない。
- ・プレゼンテーションは、オンラインにて実施し、愛媛県が提案者を招待する形で実施する。利用するアプリ等は開催日と併せて通知するので、提案者は利用できるよう事前に必要な準備を行うこと。
- ・プレゼンテーションにおける説明は、原則として、本業務を受託する際の総括責任者が行うこと。
- ・提出書類及びプレゼンテーションの内容は非公開とする。

（4）審査事項

以下の審査事項により、企画内容・遂行能力・経済性（見積額）等を総合的に審査するものとする。

| 項目 | 内容 |
|---------------------------------|--|
| コンセプト・テーマ | <ul style="list-style-type: none"> ・本仕様書の趣旨を理解した提案になっているか ・関係自治体のバランスに配慮した提案になっているか |
| 業務遂行能力 | <ul style="list-style-type: none"> ・委託者及び関係団体等との連絡体制や内部体制は整っているか ・全体スケジュールについて具体的に記載されており、確実に進行管理できるようになっているか |
| 企画・内容等 (総括) | <ul style="list-style-type: none"> ・現実的かつ妥当な提案内容となっているか ・予土県境地域及び予土まち散走の魅力を発信できる企画になっているか ・目標達成指標（KPI）の達成が見込めそうか ・根拠を示した上で、本事業の目的に合致したターゲティングが提案されているか |
| 企画・内容等 (PR 動画・デジタル マップ制作) | <ul style="list-style-type: none"> ・提案された動画の内容が予土まち散走の魅力を具体的かつ鮮明に伝えているか ・各エリアの特性や魅力が適切に反映されているか ・マップが予土まち散走のスポットを明確に表示し、ユーザーが容易に理解できるかつ常時利用可能なものか |
| 企画・内容等 (デジタルプロモーション) | <ul style="list-style-type: none"> ・ターゲットに合わせたインパクトのあるビジュアルコンテンツ、短尺動画、共感を生むストーリーテリングなどが提案されているか ・プロモーションの費用対効果について、根拠が示されているか |
| 独自提案 | <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に示された内容以外に独自の提案が示されているか ・道の駅のレンタサイクル及び予土線サイクルトレインの利用に繋がる効果的な方策が盛り込まれているか |

(5) 結果の通知

- ・審査結果は、企画提案書を提出した者に対して書面等により通知する。
- ・審査内容については公表しない。審査結果に対しての意義申し立ても認めない。

7 契約

(1) 契約の締結

選定審査会の結果、最も優れた提案として評価された候補者と提出された企画提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、別途定める予定価格の範囲内で業務委託契約を締結する。また、この協議において、提出された企画提案書の内容等を一部変更する場合がある。

なお、協議が整わない場合は、審査会における採用基準を満たした者のうち、次点の提案として評価した者と協議を行う。

(2) 契約条項等

契約の内容については、別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）に準じるものとする。

(3) 契約保証金

上記（1）の協議により業務受託が決定した者は、愛媛県会計規則第 152 条の規定により、契約金額に 10 分の 1 以上を乗じた額を契約保証金として納付するものとする。ただし、同規則第 154 条の規定に該当する場合、契約保証金は免除する。

8 審査対象の除外

応募者が次の要件に該当する場合、審査対象から除外するものとする。

- ・申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ・審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・本要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ・その他不正な行為があった場合

9 その他

- ・本要領に定められた事項に違反した場合、不正な行為が行われた場合は失格とする。
- ・応募者が1者のみの場合であっても、審査会における合計点数が採用基準を満たし、かつ内容が適当と認められれば採用とする。
- ・実行委員会から受領又は閲覧した資料等は、実行委員会の了解なく公表又は使用してはならない。
- ・提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じる責任は、すべて提出者が負うものとする。
- ・プロポーザル及び契約の手続並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- ・企画提案書の著作権は提案者に帰属し、審査会で採用された企画提案書の著作権は、委託契約時点で委託者に帰属するものとする。
- ・委託業務における制作物の著作権は実行委員会に帰属するものとする。委託契約期間終了後、実行委員会が当該制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。
- ・参加申込書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。

(参考：企画提案募集スケジュール)

| 日付 | 内容 |
|---------------|--|
| 3/12 | 募集開始 (ホームページ) |
| 3/27 | 参加申込み期限 (様式第1号、第2号) |
| 4/7 | 質問書 (様式第5号) 提出期限 |
| 4/17 | 企画提案書 (様式第3号) 提出期限 |
| 4月下旬 | オンライン審査会 (開催7日前までに、参加者に日時等を通知) 結果通知 |
| 4月下旬～ 5月上旬 | 契約 |

↑
質問受付期間
(3/12～4/7)
↓